

法人口座開設にかかる対応方針

(令和7年10月27日制定)

水郷つくば農業協同組合(以下「当組合」といいます。)では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で求められる事項を遵守することにより皆様の資産の保全や信頼、期待に応えられることで、より高い満足を提供することを心がけ業務に取り組んでいます。

昨今、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口が巧妙化しており、報道等でもあるように法人口座を悪用した金融犯罪が数多く発生し、大きな社会問題となっております。このような金融犯罪を未然に防止するため、新規法人口座開設を希望される組合員、利用者様につきましては、以下の必要書類の提出、事業内容の確認、ならびに当組合所定の審査を実施させていただきます。なお、審査期間終了後の口座開設となりますので、組合員、利用者様にはご不便、お手数をお掛けすることとなりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 口座開設

口座開設は、組合員、利用者様の「主たる事務所」の最寄りの支店にて承ります。当組合の管内(土浦市、かすみがうら市、牛久市、龍ヶ崎市、阿見町、利根町、美浦村の一部)に「本社」や「事務所」がない場合は原則新規口座開設をお断りさせていただいております。

2. 必要書類

- (1) 法人の登記事項証明書(発行年月日から6カ月以内の原本)
法人の印鑑証明書(発行年月日から6カ月以内の原本)
- (2) 来店される方の公的な本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等の原本)
- (3) 法人と来店される方の関係を証する書類(委任状等)
- (4) 事業内容が分かる書類(会社案内、事業計画書、税務申告書、決算書類、定款等)
- (5) 営業所、事業所等の名義でお申込みの場合、登記事項証明書でその住所が確認できない場合、公共料金の領収書等その他、所在地が確認できる書類

3. 留意事項

- (1) お申込みにつきましては、最寄りの支店にてお手続きください。
- (2) 上記の必要書類に加えて、追加資料提出のご依頼や事業所等への訪問、法人の代表者の方との面談等をご依頼する場合がございます。
- (3) ご提出していただきました資料等の確認させていただくため、お申込み当日の口座開設はいたしかねます。また口座開設までに2週間から1カ月程度のお時間をいただく場合がございます。
- (4) 内容等を確認させていただいた結果、口座開設をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 既にお取引いただいている法人の組合員、利用者様につきましては、上記によらず、所定の方法で確認させていただく場合がございます。
- (6) ご提示いただきました書類につきましては当組合にてコピー(写し)をとらせていただきますのであらかじめご了承ください。

以上